

平成 年 月 日

北陸信越運輸局長野運輸支局長 殿

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）
電話番号

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

- 1．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代 表 者 名（役職名及び氏名）

- 2．事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の別）

貨物軽自動車運送事業

- 3．設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
長野県

- 4．設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種	類	貸切運賃
運賃及び料金の額		別紙のとおり
適用方法		別紙のとおり

- 5．実施年月日

平成 年 月 日より実施

(料金表の例)

別紙

貨物軽自動車運送事業貸切運賃料金表

車扱運賃

1. 距離制運賃

10 kmまで	2,000円
15 kmまで	3,000円
20 kmまで	4,000円
25 kmまで	5,000円
30 kmまで	6,000円
35 kmまで	7,000円
40 kmまで	8,000円
45 kmまで	9,000円
50 kmまで	10,000円
以後5 kmまでを増すごとに	500円加算

2. 時間制運賃

基礎額

4時間又は40 kmまで	8,000円
8時間又は80 kmまで	15,000円

加算額

10 kmまでを増すごとに	500円加算
1時間まで増すごとに	1,500円加算

諸料金

1. 車両留置料	30分までごとに	800円
2. 地区割増料	A地区(東京23区、大阪市)	500円
	B地区(上記を除く政令指定都市)	300円

運賃割増率

1. 品目割増

易損品	電子計算機、精密機械及びその部品 宮・みこし、仏壇、神仏像	3割以上の臨時的 約束による
危険物	高圧ガス取締法、消防法、毒物劇物 取締法に定める品目	2割以上の臨時的 約束による
特殊物品	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
高価品	貨幣、美術品等	5割以上の臨時的 約束による

2. 特殊車両割増

冷蔵車	3割
-----	----

3. 冬期割増(12月1日～3月31日までの間)

新潟、秋田、山形、長野、富山、石川各県の全県 福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、 北会津郡、耶麻郡、大沼郡	2割
--	----

- | | |
|--|-----|
| 4 . 休日割増
日曜、祝祭日の運送 | 2 割 |
| 5 . 深夜早朝割増
午後 1 0 時から午前 5 時まで運送した距離 | 3 割 |

運賃料金適用方

- 1 . 運賃料金は車両 1 車 1 回の運送ごとに計算する
- 2 . 運賃は、運賃率表の金額の上下の 1 0 % の範囲内で計算する
- 3 . 割増・割引が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで、上下 1 0 % の範囲内で計算する
- 4 . 冬期割増適用区間がある場合は、その区間の運送距離による運賃に 2 割増をする
- 5 . 運賃料金を計算する場合において生じた数は、1 0 0 円単位に切り上げる
- 6 . 割増率・割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算する
- 7 . 3 ヶ月以上にわたる文書による契約運送については、1 5 % 以内の割引を適用することができる
- 8 . 往復運送の場合は、復路について 2 0 % 以内の割引を適用することができる
- 9 . 荷主の責めによって、3 0 分以上を超えて車両を留置された場合（作業時間を含み）車両留置料を収受する
- 10 . 有料道路利用料、フェリー利用料、1 個の重量が 5 0 kg 以上の荷物の積卸作業等にかかる費用は、実費として収受する
- 11 . 時間制運賃の走行キロ及び時間の算定は、荷主の指定する場所に車両が到着したときから、運送を終了して車庫に帰着するまでとする
- 12 . この適用方に定めのない事項は、法令等に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によります